

報告第2号

専決処分の承認について（大和州市税条例及びアメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の特例に関する条例の一部を改正する条例）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別記のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和8年5月8日提出

大和市長 古谷田 力



専 決 処 分 書

次に掲げる条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、次のとおり専決処分する。

大和州市税条例及びアメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の特例に関する条例の一部を改正する条例（別紙）

理由

地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）が公布されたことに伴い、所要の改正を行いたい必要による。

令和8年3月31日

大和市長 古谷田 力

大和州市税条例及びアメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月31日

大和市長 古谷田 力

大和市条例第10号

大和州市税条例及びアメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の特例に関する条例の一部を改正する条例
(大和州市税条例の一部改正)

第1条 大和州市税条例(平成2年大和市条例第13号)の一部を次のように改正する。

第30条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条中「小型軽自動車」を「小型自動車」に改め、「の種別割(以下「種別割」という。)」を削る。

第30条の2を削る。

第31条(見出しを含む。)、第32条(見出しを含む。)、第33条の見出し及び同条第1項並びに第34条の見出し並びに同条第1項から第3項まで、第5項及び第6項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第35条第2項中「第443条第3項ただし書」を「第443条第2項ただし書」に、「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第6項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第42条第1項第3号中「、法第328条の7第1項又は法454条」を「又は法第328条の7第1項」に改める。

附則第9項から第11項までを削る。

附則第12項の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同項第1号中「法第444条第3項に規定する」を「道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」に、「種別割」を「軽自動車税」に改め、同項第2号中「令和4年4月1日から令和8年3月31日」を「令和7年4月1日から令和10年3月31日」に、「種別割」を「軽自動車税」に改め、同項第3号中「法第446条第1項第3号」を「同項」に、「令和4年4月1日」を「令和7年4月1日」に、「当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の種別割」を「令和8年度分の軽自動車税」に改め、同項第4号を削り、同項を附則第9項とし、附則中第13項を第10項とし、第14項から第25

項までを3項ずつ繰り上げる。

(アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の特例に関する条例の一部改正)

第2条 アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の特例に関する条例(昭和33年大和市条例第11号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の特例に関する条例

第1条中「の種別割(以下「種別割」という。)」を削る。

第2条見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条中「種別割」を「軽自動車税」に、「第463条の18第1項」を「第451条第1項」に改める。

第3条及び第4条(見出しを含む。)中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。
(軽自動車税に関する経過措置)
- 2 第1条及び第2条の規定による改正後のそれぞれの条例の規定中軽自動車税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。
- 3 施行日前の3輪以上の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。
- 4 令和7年度以前の年度分の軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

報告第3号

専決処分の承認について(大和市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、別記のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和8年5月8日提出

大和市長 古谷田 力



専 決 処 分 書

次に掲げる条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、次のとおり専決処分する。

大和市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例（別紙）

理由

地方税法施行令等の一部を改正する政令（令和8年政令第83号）が公布されたことに伴い、所要の改正を行いたい必要による。

令和8年3月31日

大和市長 古谷田 力

大和市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月31日

大和市長 古谷田 力

大和市条例第11号

大和市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

大和市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（令和8年大和市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条に1項を加える改正規定中「、被保険者均等割額」を「並びに被保険者均等割額」に改め、「する。」の次に「ただし、当該合算額が法第703条の4第37項に規定する額を超える場合においては、子ども・子育て支援納付金課税額は、その額とする。」を加える。

第23条第1項を改め、同項第1号にキからケまでを加える改正規定中「減額した額」の次に「(当該減額した額が法第703条の4第37項に規定する額を超える場合には、その額)」を加える。

第23条第3項を改め、同条を第27条とする改正規定を次のように改める。

第23条第3項中「及び被保険者均等割額（）」を「並びに被保険者均等割額（）」に改め、「）」に限る。以下この項において同じ。）の次に「及び18歳以上被保険者均等割額（当該出産被保険者につき算定した18歳以上被保険者均等割額（第1項の規定により当該18歳以上被保険者均等割額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の18歳以上被保険者均等割額）に限る。以下この項において同じ。）」を加え、「及び被保険者均等割額から」を「並びに被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額から」に、「及び被保険者均等割額を」を「並びに被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額を」に改め、同条に次の1項を加える。

4 国民健康保険税の納税義務者の世帯に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下この項において「18歳未満被保険者」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する第2条第5項の被保険者均等割額（当該18歳未満被保険者につき算定した被保険者均等割額（前3項の規定により当該被保険者均等割額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。以下この項において同じ。）は、当該被保険者均等割額から、

当該被保険者均等割額に相当する額を減額した額とする。

第23条を第27条とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。